

議員提出議案第 1 号

建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

提出者	瑞穂町議会議員	香	取	幸	子
賛成者	〃	下	野	義	子
〃	〃	古	宮	郁	夫
〃	〃	大	和	雅	彦
〃	〃	高	橋	洋	子
〃	〃	川	島	靖	弘

（提案理由）

国会及び政府に対し、建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求めるため、本案を提出する。

建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と 国民負担軽減措置を求める意見書

アスベスト関連法（大気汚染防止法・石綿障害予防規則）の改正により規制が強化され、令和４年４月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須となり、令和５年１０月からは有資格者による事前調査が義務付けられた。しかし、このように規制を強化しても、これらの法に基づく調査や解体・改修工事が徹底されていない現状がある。

このような状況が続けば、国民や建設業従事者の健康被害も心配されることから、アスベストに関する監視・指導体制の強化、国民に対する継続した周知及び費用負担軽減措置が求められている。

瑞穂町議会は国会及び政府に対し、次のとおり対策を求める。

- 1 大気汚染防止法による建物解体などにおける飛散防止対策について、監視・指導体制を強化すること。
- 2 国民に対し、アスベストの健康被害、アスベスト関連法の改正について周知徹底すること。
- 3 住宅・建築物アスベスト改修及び解体工事について、アスベストのレベルにかかわらず、建築物の所有者等に対する調査・除去費用の補助制度を拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年９月２４日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

經濟產業大臣

国土交通大臣

環境大臣

内閣官房長官 宛